

## 廃棄物管理施設に係る設工認分割申請の統合工程案について

## 1. 概要

大洗の廃棄物管理施設（全19施設）は、新規制基準への適合確認を受けるまで先行使用は予定せず、設工認の認可後、使用前事業者検査等を経て廃棄物管理施設全体として1本の独立検査の報告を予定している。

現状は、新規制基準への適合確認完了までに必要な設工認として、許可前に申請した設工認（2本）の他、許可後の1次申請から5次申請までの分割申請（1次申請2本（申請済）、2次申請3本、3次申請2本、4次申請2本、5次申請1本）を予定していた。

設工認分割申請の統合は、既申請を除いた設工認を1本にまとめた「設工認統合1本化案」と、さらに最も数が少なくなる分割申請として「設工認統合3本化案」の2案で整理した。

このうち設工認統合3本化案は、工事を伴う設工認のうち工事期間が長期（8か月）なものの、工事期間が比較的短期（5か月）なもの、工事を伴わない評価のみで整理している。

設工認統合検討の前提条件として、廃棄物管理事業の変更許可（区分対象施設の廃止及び外部事象評価の対象設備のスリム化等）を予定している。

また、新規制基準施行前に設置（工事含む）している廃棄物管理施設の適合確認完了は、設工認の認可、使用前事業者検査の合格、そして認可後初回の定期事業者検査の合格が必要となるが、設工認の認可ごとに順次、定期事業者検査を開始するとした。

この統合工程案に基づいて集約された設工認は、いずれも記載漏れが生じないようにするため、先行している既申請の固体廃棄物減容処理施設（OWTF）の設工認を基に記載する方針である。

## 2. 設工認分割申請の統合の検討結果

設工認分割申請の統合の検討結果を、以下の添付資料に示す。

- ・添付-1 廃棄物管理施設の新規制基準対応の今後の計画(工程)案【設工認1本化案】
- ・添付-2 廃棄物管理施設の新規制基準対応の今後の計画(工程)案【設工認3本化案】

添付-1の設工認1本化案では、適合確認の完了は令和5年4月末を予定している。メリットは、設工認が統合されることで、手続きに係る期間の短縮が見込めることである。

一方デメリットは、全ての施設の審査を同時並行的に進めるため、審査のリソースを集約していただく必要があり、審査期間中（令和3年2月から）は3班に相当する体制が必要と

想定される。これは、長期工事の審査、短期工事の審査、評価のみの審査にそれぞれ7か月を要すると見込んでいるためである。

添付-2の設工認3本化案では、適合確認の完了は令和4年1月末を予定している。メリットは、審査のリソースを当面は1班体制で進めることができることである。

一方デメリットは、審査のリソースを令和3年11月から2班体制とすることが必要である。具体的には、既申請に係る審査後、廃棄物管理事業の変更許可に係る審査、さらに3次申請の審査を行う班と、令和3年11月から2次申請の審査と4次申請の審査を行う班である。

以上

廃棄物管理施設の新規制基準対応の今後の計画(工程)案  
【設工認統合1本化案】

				工程(期間)																																																															
				令和2年度											令和3年度											令和4年度											令和5年度											令和6年度																			
				11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3											
申請内容	施設	分割申請*(現状)	分割申請の統合案**	審査再開後の工程(期間)																																																															
				1年											2年											3年											4年									5年																					
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53											
位置及び構造の規則 条項	二	遮蔽スラブの追加	固体集積保管場Ⅰ	申(申請済)	申(申請済)	▼設工認補正											設工認審査											工事											▼使用前事業者検査																												
	四	火災報知設備の追加(火災報知機の追加)	廃液貯留施設Ⅰ 排水監視施設 固体集積保管場Ⅰ	①-1(申請済)	①-1(申請済)	▼設工認補正											設工認審査											工事											▼使用前事業者検査																												
	八	電巻に対する設備の変更(その1)	有機廃液一時格納庫 管理機械棟	②-1	②	(工程は下記「新②」に含む)																																																													
		電巻に対する設備の変更(その2)	廃液処理棟 α一時格納庫 β・γ固体処理棟Ⅳ	③-1	②	【「新②」(2~4次申請の統合)工程】																																																													
	八	電巻に対する建家の改修	廃液処理棟	③-2	②	(工程は上記「新②」に含む)																																																													
		電巻に対する建家の改修	廃液貯留施設Ⅰ 有機廃液一時格納庫 α一時格納庫 β・γ固体処理棟Ⅱ β・γ固体処理棟Ⅳ 固体集積保管場Ⅰ	④-2	④	設備対策の設計、建家保有水平耐力等の設計、設工認準備											7か月 設工認審査											8か月 設備対策工事											▼使用前事業者検査																												
	十八 十九	構内一斉放送設備の追加	その他の施設	①-2	済	工事											▼使用前検査																																										▼合格証交付(予定)								
		新たに規制対象となった設備の追加(その1)	管理機械棟	②-3 (旧②-3)	②	(工程は上記「新②」に含む)																																																													
	固体集積保管場Ⅲ		②		(工程は上記「新②」に含む)																																																														
	その他の施設		②(橋等) ②(放射線管理設備)		(工程は上記「新②」に含む)																																																														
廃液貯留施設Ⅱ 排水監視施設 β・γ一時格納庫Ⅰ β・γ固体処理棟Ⅰ β・γ固体処理棟Ⅲ α固体処理棟 固体集積保管場Ⅱ 固体集積保管場Ⅳ α固体貯蔵施設	②		(工程は上記「新②」に含む)																																																																
新たに規制対象となった設備の追加(その2)	廃液処理棟	⑤	②	(工程は上記「新②」に含む)																																																															
	廃液貯留施設Ⅰ 有機廃液一時格納庫 α一時格納庫 β・γ固体処理棟Ⅱ β・γ固体処理棟Ⅳ 固体集積保管場Ⅰ		②	(工程は上記「新②」に含む)																																																															
廃棄物管理施設の増設(OWTFの新規制基準対応及び予備品リストの追加)	固体廃棄物減容処理施設	申(申請済)	申(申請済)	▼設工認補正											設工認変更審査											使用前事業者検査											(試運転期間)																														
廃棄物管理施設の増設(OWTFの施設外の通信連絡設備の設置)	固体廃棄物減容処理施設	④-1	②	(工程は上記「新②」に含む)																																																															

分割\*: 申 申請済 ①-1 1次申請その1(申請済) ①-2 1次申請その2(申請済) ②-1 2次申請その1 ②-2 2次申請その2 ②-3 2次申請その3 ③-1 3次申請その1 ③-2 3次申請その2 ④ 4次申請 ④-2 4次申請その2 ⑤ 5次申請  
 分割統合案\*\*: 申 申請済 ①-1 1次申請その1(申請済) ①-2 1次申請その2(申請済) 新② 2~4次申請の統合工程  
 注記: 見え消しは廃棄物管理事業変更許可に伴い削除予定の項目

参考		審査再開後の工程(期間)																																																							
参考工程		1年											2年											3年											4年									5年													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
廃棄物管理事業変更許可		▼申請											7か月 変更許可審査											▼許可(予定)																																	
廃棄物管理施設保安規定 変更認可申請 (有機廃液一時格納庫の廃止に係る変更認可申請)													▼廃止までの管理に係る変更 変更認可申請準備											▼廃止後の管理に係る変更 審査											有機廃液一時格納庫廃止/変更認可申請準備									審査													

廃棄物管理施設の新規制基準対応の今後の計画(工程)案  
【設工認統合3本化案】

位置及び構造の規則 条項	申請内容	施設	分割申請* (現状)	分割申請の統合案**	工程(期間)																																																				
					令和2年度											令和3年度											令和4年度											令和5年度											令和6年度								
					11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
八	遮蔽スラブの追加	固体集積保管場Ⅰ	申 (申請済)	申 (申請済)	審査再開後の工程(期間) 1年: 1-12, 2年: 13-24, 3年: 25-36, 4年: 37-48, 5年: 49-53 設工認審査(1-5), 工事(6-12), 使用前事業者検査(13-24)																																																				
	火災報知設備の追加 (火災報知機の追加)	廃液貯留施設Ⅰ 排水監視施設 固体集積保管場Ⅰ	①-1 (申請済)	①-1 (申請済)	設工認補正(1-5), 設工認審査(6-12), 工事(13-18), 使用前事業者検査(19-24)																																																				
	電巻に対する設備の変更 (その1)	有機廃液一時格納庫 管理機械棟	②-1 (申請済)	② (申請済)	(工程は下記②に含む) 【②】2次申請の全体工程 設工認準備(1-12), 設工認審査(13-24), 設備対策工事(25-36), 使用前事業者検査(37-48)																																																				
	電巻に対する設備の変更 (その2)	廃液処理棟 α一時格納庫 β・γ固体処理棟Ⅳ	③-1 (申請済)	③ (申請済)	(工程は上記②に含む) 【③】3次申請の全体工程 設備対策の設計、建家保有水平耐力等の設計、設工認準備(1-12), 設工認審査(13-24), 設備対策工事(25-36), 使用前事業者検査(37-48)																																																				
	電巻に対する建家の改修	廃液処理棟	③-2 (申請済)	② (申請済)	(工程は上記②に含む) 7か月(25-31), 8か月(32-38), 合格証交付(予定)(49-53)																																																				
	電巻に対する建家の改修	廃液貯留施設Ⅰ 有機廃液一時格納庫 α一時格納庫 β・γ固体処理棟Ⅱ γ固体処理棟Ⅳ 固体集積保管場Ⅰ	④-2 (申請済)	④ (申請済)	(工程は上記②に含む) 【④】4次申請の全体工程 設工認準備(1-12), 設工認審査(13-24), 使用前事業者検査(25-36)																																																				
	仮設緩衝体の整備	その他の施設	②-2 (申請済)	② (申請済)	(工程は上記②に含む)																																																				
	構内一斉放送設備の追加	その他の施設	①-2 (申請済)	済	工事(1-5), 使用前検査(6-12)																																																				
	新たに規制対象となった設備の追加 (その1)	管理機械棟 固体集積保管場Ⅲ その他の施設	②-3 (申請済)	②(橋等) ③(放射線管理設備) ④ (申請済)	(工程は上記②に含む) (工程は上記③に含む) (工程は上記②/③に含む) 【④】4次申請の全体工程 設工認準備(1-12), 設工認審査(13-24), 使用前事業者検査(25-36)																																																				
		廃液貯留施設Ⅱ 排水監視施設 β・γ一時格納庫Ⅰ β・γ固体処理棟Ⅰ β・γ固体処理棟Ⅲ α固体処理棟 固体集積保管場Ⅱ 固体集積保管場Ⅳ α固体貯蔵施設	④-2 (旧②-3) (申請済)	④ (申請済)	(工程は上記②に含む) (工程は上記③に含む)																																																				
新たに規制対象となった設備の追加 (その2)	廃液処理棟 廃液貯留施設Ⅰ 有機廃液一時格納庫 α一時格納庫 β・γ固体処理棟Ⅱ β・γ固体処理棟Ⅳ 固体集積保管場Ⅰ	⑤ (申請済)	③ (申請済)	(工程は上記②に含む) (工程は上記③に含む)																																																					
廃棄物管理施設の増設 (OWTFの新規制基準対応及び予備品 リストの追加)	固体廃棄物減容処理施設 リストの追加	申 (申請済)	申 (申請済)	設工認補正(1-5), 設工認変更審査(6-12), 使用前事業者検査(13-24), (試運転期間)(25-36)																																																					
廃棄物管理施設の増設 (OWTFの施設外の通信連絡設備の設 置)	固体廃棄物減容処理施設	④-1 (申請済)	③ (申請済)	(工程は上記③に含む)																																																					

分割申請\*: 申 申請済 ①-1 1次申請その1 (申請済) ①-2 1次申請その2 (申請済) ②-1 2次申請その1 ②-2 2次申請その2 ②-3 2次申請その3 ③-1 3次申請その1 ③-2 3次申請その2 ④ 4次申請 ④-2 4次申請その2 ⑤ 5次申請  
 分割申請の統合案\*\*: 申 申請済 ①-1 1次申請その1 (申請済) ①-2 1次申請その2 (申請済) ② 2次申請 ③ 3次申請 ④ 4次申請  
 注記: 見え消しは廃棄物管理事業変更許可に伴い削除予定の項目

参考	参考工程	審査再開後の工程(期間)																																																				
		1年											2年											3年											4年											5年								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
廃棄物管理事業変更許可	変更許可準備	申請(1-5), 変更許可審査(6-12), 許可(予定)(13-24)																																																				
		7か月(6-12)																																																				
廃棄物管理施設保安規定 変更認可申請 (有機廃液一時格納庫の廃止に係る変更認可申請)	変更認可申請準備	廃止までの管理に係る変更(1-12), 審査(13-24), 有機廃液一時格納庫廃止/変更認可申請準備(25-36), 廃止後の管理に係る変更(37-48), 審査(49-53)																																																				
		7か月(13-19)																																																				